

審議会等への女性委員の登用に関する ポジティブ・アクションプラン

八 尾 市

令和３年３月策定

（令和５年７月１８日改正）

目 次

1. はじめに	1
(1) 男女共同参画における国の動き	1
(2) 本市のこれまでの取り組みの総括と今後の展望	1
2. 目的	1
3. 対象	2
4. 目標	2
5. 具体的な方策（「ポジティブ・アクション」の推進）	2
(1) 審議会等所管によるポジティブ・アクション	2
(2) 女性活躍推進担当所管によるポジティブ・アクション	3
6. 実施時期	4

<参考資料>

（審議会等）団体あて委員推薦依頼文例

審議会等への女性委員の登用に関するポジティブ・アクションプラン

1. はじめに

(1) 男女共同参画における国の動き

我が国では、政策・方針決定過程への女性の参画の拡大について、「社会のあらゆる分野において、2020 年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも 30%程度」（平成 15 年 6 月 20 日 内閣府男女共同参画局 男女共同参画推進本部決定）という目標の達成に向けた様々な取り組みが行われてきたところである。

しかしながら、指導的地位に占める女性の割合は、各分野において徐々に増加してきているものの、本省課室長相当職以上の国家公務員(5.9%)、都道府県知事(4.3%)、衆議院議員(9.9%)など、多くの分野においては、30%を満たしておらず、目標の達成には、相当の推進力が必要な状況にあり、男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）の制定から 20 年余りを経過した現在もなお、政策・方針決定過程への女性の参画は大きな課題となっているところである。

このような中、国においては、平成 30 年に議員立法により政治分野における男女共同参画推進法が成立するとともに、令和 2 年 12 月 25 日に閣議決定された「第 5 次男女共同参画基本計画」においては、国際社会において 2030 年までにジェンダー平等の達成を目指していることも踏まえ、取り組みの強化が位置づけられている。

(2) 本市のこれまでの取り組みの総括と今後の展望

審議会等への女性委員の登用促進については、平成 17 年度に「女性委員参画推進計画要領」を策定し、審議会等への女性委員の登用に際して、女性施策担当所管との事前協議制を導入して以来、平成 26 年 10 月に当ポジティブ・アクションプランを策定するとともに、平成 28 年 3 月に策定した「八尾市はつらつプラン～第 3 次八尾市男女共同参画基本計画～」において、令和 7 年度末時点における女性委員の登用率を 40%以上とする目標値を掲げ、女性委員の積極的な登用促進を図ってきたところである。

しかしながら、当ポジティブ・アクションプラン策定年度である平成 26（2014）年度実績の 30.6%からみると 2.4 ポイント増加してはいるものの、平成 29（2017）年度をピークに減少傾向にあり、令和元（2019）年度は 33.0%となっており、国の成果には及ばない状況である。

このため、引き続き女性委員の登用率向上に向け、より具体的で実効性のある取り組みを推進していくことが必要であり、「ポジティブ・アクション（積極的改善措置）」に取り組んでいくことが重要である。

このような基本認識に基づき、当ポジティブ・アクションプランは、女性の参画拡大を図るための具体的で実効性のある取り組み方策、すなわち、「ポジティブ・アクション」を掲げ、その積極的な推進に取り組むこととするものである。

2. 目的

当ポジティブ・アクションプランは、社会のあらゆる分野の意思決定過程に男女が対等な構成員として参画し、意見や考え方を反映し、男女がともに活躍できる社会の実現に向けて、目標を達成するために必要となる具体的な方策（「ポジティブ・アクション」の推進）等を定

め、もって政策・方針決定過程への女性の参画を促進することを目的とする。また、当ポジティブ・アクションプランは、単に審議会（本市の政策・方針を決定するための機関）等への女性委員の登用自体を目的とするのではなく、「男女が一人ひとりの人権を尊重しながら、豊かで活力ある男女共同参画社会の実現をめざす」には、人材としての女性の活躍が不可欠であり、そのために政策・方針決定過程への女性の参画の促進をめざすものである。

3. 対象

当ポジティブ・アクションプランの対象とする「審議会等」とは、「審議会等の設置等に関する要綱（平成 11 年 6 月 15 日施行）」第 2 条に規定する附属機関及び協議会等を指すものとする。

※「審議会等の設置等に関する要綱」（抜粋）
（定義）

第 2 条 この要綱において、「附属機関」とは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、法律又は条例により設置するものをいう。

2 この要綱において、「協議会等」とは、附属機関以外の会議体をいう。ただし、行政関係職員のみで構成されている「協議会等」については、除外するものとする。

4. 目標

当ポジティブ・アクションプランの目標は、「八尾市第 6 次総合計画～八尾新時代しあわせ成長プラン～」、「八尾市はつらつプラン～第 3 次八尾市男女共同参画基本計画～」に掲げる、審議会等への女性委員の登用比率における、達成すべき目標等によるものとする。

○ 審議会等への女性委員の割合は、令和 7（2025）年度までに 40%以上とする。

○ 女性委員の参画がない審議会等の解消を図る。

5. 具体的な方策（「ポジティブ・アクション」の推進）

全庁的な取り組みにより、目標値（令和 7（2025）年度末までに 40%以上）を達成していくために取り組む具体的な方策は次のとおりとする。

審議会等を所管する各所属長は、政策・方針決定過程への女性の参画を促進するために、女性の登用が進まない原因に応じて、「ポジティブ・アクション」を推進し、次に掲げる方策を講じて、女性委員の登用促進を図るものとする。

ただし、審議会等の性格その他やむを得ない事由により、方策を講じることが困難な場合は、それぞれの事由に応じて可能な限り女性の登用促進に努めるものとする。また、人権政策課長は、女性委員の登用促進に向けて、より有効で具体的な方策に取り組むものとする。

（1）審議会等所管によるポジティブ・アクション

① 学識経験者の委員選考

- ・学識経験者を選考する際は、積極的に女性の登用を図るものとする。
- ・学識経験者を選考する際は、肩書きや職種にこだわることなく、広く人材を求めるよ

う努めるものとする。

② 市の裁量が限定されている審議会等への対応

- ・審議会等の規則や要綱等における委員規定について、「団体の長」等の幹部役員に限定せず、一般の女性構成員が参画可能となるよう、可能な限り規則や要綱等の見直しに努めるものとする。
- ・法定されている場合を除き、市の裁量で、専門職種を設定できる場合には、現に女性が就いている専門職種に振り替えるなど、女性が登用されるように努めるものとする。

③ 関係機関・関係団体等への委員派遣の要請

- ・関係機関・関係団体等に委員派遣を要請する際、必ずしも、当該団体の代表者や長に限定せず、当該団体に在籍する女性の中から委員を派遣いただけるよう、「(審議会等) 団体あて委員推薦依頼文例」を活用するなど、団体に要請し、理解を求めるものとする。
- ・団体の長や役員等に女性が少ない現状を考慮し、長、役員等に限定した推薦依頼は極力避けるものとする。
- ・団体の構成員に比較的女性が多く在籍される関係機関、関係団体等に対し、他の団体に優先して委員派遣を要請するように努めるものとする。
- ・派遣要請先団体から男性委員を派遣いただいた場合には、併せて女性委員も推薦いただくよう要請し、男女の委員人数の均衡が取れるよう努めるものとする。

④ 市民委員の公募のあり方

- ・市民委員の公募に際し、目標値（令和 7（2025）年度末までに 40%以上）を達成していない審議会等については、「女性枠」を新たに設置するなど、できる限り積極的な女性委員の登用に努めるものとする。
- ・市民委員の公募に際し、女性や子育て中の市民が気軽に応募・参加しやすい環境づくりを行うものとする。

（例：当該審議会等の開催に先立ったプレイベントやワークショップの実施、市民委員公募時の作文等のテーマ設定において、女性や子育て中の市民が身近に感じ、気軽に応募しやすいテーマ設定に努めるなど。）

⑤ 市民委員公募時の一時保育のあり方

- ・女性や子育て中の市民が審議会等へ参画する機会を保障するため、当該審議会等開催時に必要に応じて一時保育を導入し、あわせてその利用を無料化することにより、応募・参加しやすい環境づくりを行うものとする。
- ・一時保育の導入時の利用料にかかる歳出予算については、所管課で必要に応じて適切に予算措置し、対応するものとする。

⑥ 審議会等を新たに設置する場合の事前協議

審議会等を新たに設置する所管は、委員の人選に先立ち、当該審議会等の委員定数を定めた法令、条例、規則等により、人権政策課長に対し事前協議を行い、多様な意見が尊重される委員構成に向けた取り組みを行うものとする。

（2）女性活躍推進担当所管によるポジティブ・アクション

① ヒアリング等の実施

- ・人権政策課長は、目標値を達成するために、前年度末時点で女性委員比率が 40%未満

の審議会等について適宜、事情の聞き取りを行うとともに、女性の登用が進まない原因に応じて、次回の委員の人選に向けた手法等、女性委員の登用に向けた協議・助言を行うものとする。

- ・人権政策課長は、審議会等を新たに設置する所管所属より事前協議が寄せられた場合は、審議会等の性質に応じて、多様な意見が尊重される委員構成に向けて助言を行う。

② 人材情報の提供

- ・人権政策課長は、各所属長に対し、大阪府男女共同参画・青少年センター（愛称：ドーンセンター）が提供している「女性委員・講師情報提供サービス」を活用する等、女性委員候補となる人材情報を、必要に応じて提供するものとする。

③ 女性リーダーの育成・発掘と女性人材バンクの設置の研究

- ・市の政策・方針決定過程へ参画し、その力を発揮できる女性の人材を充実させるため、地域で活躍する女性リーダーを発掘するとともに、その育成・支援に取り組むものとする。
- ・各専門分野において見識や経験を有する人材情報を提供することを目的とした女性人材バンクの設置については、地域で活躍する女性リーダーを育成・支援することにより、将来的には、市町村レベルでの設置が望ましいと考えており、今後、女性リーダーの人材育成を推進しつつ、当ポジティブ・アクションプランに基づく取り組みの成果や他市の事例等を踏まえ、その有効性について、引き続き研究を行うものとする。

④ 男女共同参画意識の高揚

- ・男女共同参画に関する認識を深めるとともに、その意識の高揚を図るため、地域、職場、学校など、あらゆる場において、広報・啓発活動を行うものとする。

⑤ 市内各種団体に対する市としての働きかけ

- ・行政運営上、関連のある市内各種団体に対しては、必要に応じて八尾市男女共同参画施策推進本部長（市長）名による要請文の通知を行うことにより、あらゆる分野において、男女が対等な構成員として参画し、意見や考え方を反映し、男女がともに活躍できる社会が実現できるよう、積極的な女性の登用、参画の場の提供について、各種団体の理解を求めていくものとする。
- ・当ポジティブ・アクションプラン策定を契機として、より一層の女性の登用を推進するため、派遣要請先団体に在籍する女性委員を派遣いただけるよう、「（審議会等）団体あて委員推薦依頼文例」の活用を図るものとする。

⑥ 審議会等への女性委員の登用状況の公表

- ・人権政策課長は、審議会等への女性委員の登用状況について、毎年、八尾市男女共同参画審議会及び八尾市男女共同参画施策推進本部に報告するとともに、これをホームページ等にて市民等に公表し、目標達成に向けて、実効性のある取り組みを行うものとする。

6. 実施時期

当ポジティブ・アクションプランは、平成 26 年 10 月に策定した「審議会等への女性委員の登用に関するポジティブ・アクションプラン」を改定し、令和 5 年 7 月 18 日より実施する。

(審議会等) 団体あて委員推薦依頼文例

(文書番号)

令和 年 月 日

(団体名称)

(代表者氏名) 様

八尾市長

(審議会等の名称) 委員の推薦について (依頼)

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

また、平素は、八尾市政にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。さて、

(当該審議会等の設置趣旨、当該団体からの委員推薦趣旨等)

今後におきましても、引き続き貴団体からの委員のご推薦をいただきたく、よろしくお願い申し上げます。

なお、本市では、社会のあらゆる分野において、男女が対等な構成員として参画し、男女がともに活躍できる男女共同参画社会の実現をめざした取り組みを積極的に推進しているところであります。

このため、その一環として、平成 26 年 10 月に『審議会等への女性委員の登用に関するポジティブ・アクションプラン』を策定し、審議会等における女性委員の割合を、令和 7 (2025) 年度までに 40%以上とする目標数値を掲げ、審議会等への女性の登用を積極的に推進しているところであります。

つきましては、貴団体におかれましては、本市の男女共同参画社会の形成をめざす取り組みにご理解をいただき、委員のご推薦に際しましては、積極的な女性委員の登用につきまして、格段のご高配を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 委 嘱 期 間 任期__年
 令和__年__月__日から令和__年__月__日 (予定)
2. 報 酬 会議出席 1 回につき、_____円 (税込) を支払う。
3. 会議開催回数 年__回 予 定
4. 会議開催時間 _____時間程度 (1 回につき)